

岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）

（令和3年度～令和8年度）

岩見沢市

目 次

第1章 計画策定にあたって..... 1

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画策定の基本的な考え方	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の対象範囲	3
5	計画策定体制	4
6	市民の意見反映	5
7	計画の推進.....	5
8	達成状況の検証と評価	5

第2章 障がいのある方の状況..... 7

1	人口の推移.....	7
2	障がい者手帳所持者数の推移	8
3	身体障害者手帳所持者数の推移.....	9
4	療育手帳所持者数の推移.....	11
5	精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	12
6	障がい者手帳所持者の年齢構成.....	13
7	障害支援区分認定件数の推移	14
8	障害福祉サービスの利用者数の推移	15
9	障害児通所支援利用者数の推移.....	16

第3章 計画の基本理念・基本目標..... 17

1	基本理念	17
2	基本目標	17
	(1) 地域における生活支援体制の充実.....	17
	(2) 障がい児支援体制の充実	17
	(3) 自立と社会参加の促進	18
	(4) バリアフリーの地域づくりの実現.....	18
3	施策の体系.....	19

第4章 施策の方向と推進

1	地域における生活支援体制の充実	20
	(1) 生活支援.....	20

(2) 保健・医療.....	22
2 障がい児支援体制の充実.....	23
(1) 療育・教育.....	23
3 自立と社会参加の促進.....	25
(1) 地域移行.....	25
(2) 社会参加.....	26
(3) 就労支援.....	28
4 バリアフリーの地域づくりの実現.....	30
(1) 権利擁護・理解の促進.....	30
(2) 生活環境.....	31
(3) 情報・コミュニケーション.....	33

用語の解説について

巻末に用語の解説がある語句については、語句の後に*を記載していますので、ご参照ください。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

岩見沢市では、ノーマライゼーション*の理念を基本とし、障がいのある方とない方がともに支え合うまちづくりを推進するため、平成17年3月に「岩見沢市障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある方が地域の中で自立し、生きがいをもちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指してきました。また、平成18年度以降5期にわたり「岩見沢市障がい福祉計画」を策定して、障害福祉サービスなどの提供体制の確保を図ってきました。

一方、わが国では、国内の障がい者施策にかかわる法の整備を行い、平成23年8月には、地域社会での共生や社会的障壁*の除去をはじめとした基本原則を定め、全ての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を目的として、「障害者基本法」が改正されました。

平成24年10月には、障がいのある方への虐待の防止、養護者への支援等に関する施策を促進し、障がいのある方の権利利益の擁護を目的として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

平成28年4月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。こうした国内法の整備を経て、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」が、平成26年1月にわが国でも締結されました。

平成30年4月には、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目的として、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されました。また、岩見沢市においては、「岩見沢市手話言語条例」が施行され、手話が言語であるとの認識を市民が共有し、手話を使って安心して暮らすことのできる地域社会を目指すように手話に関する施策を進めてきました。

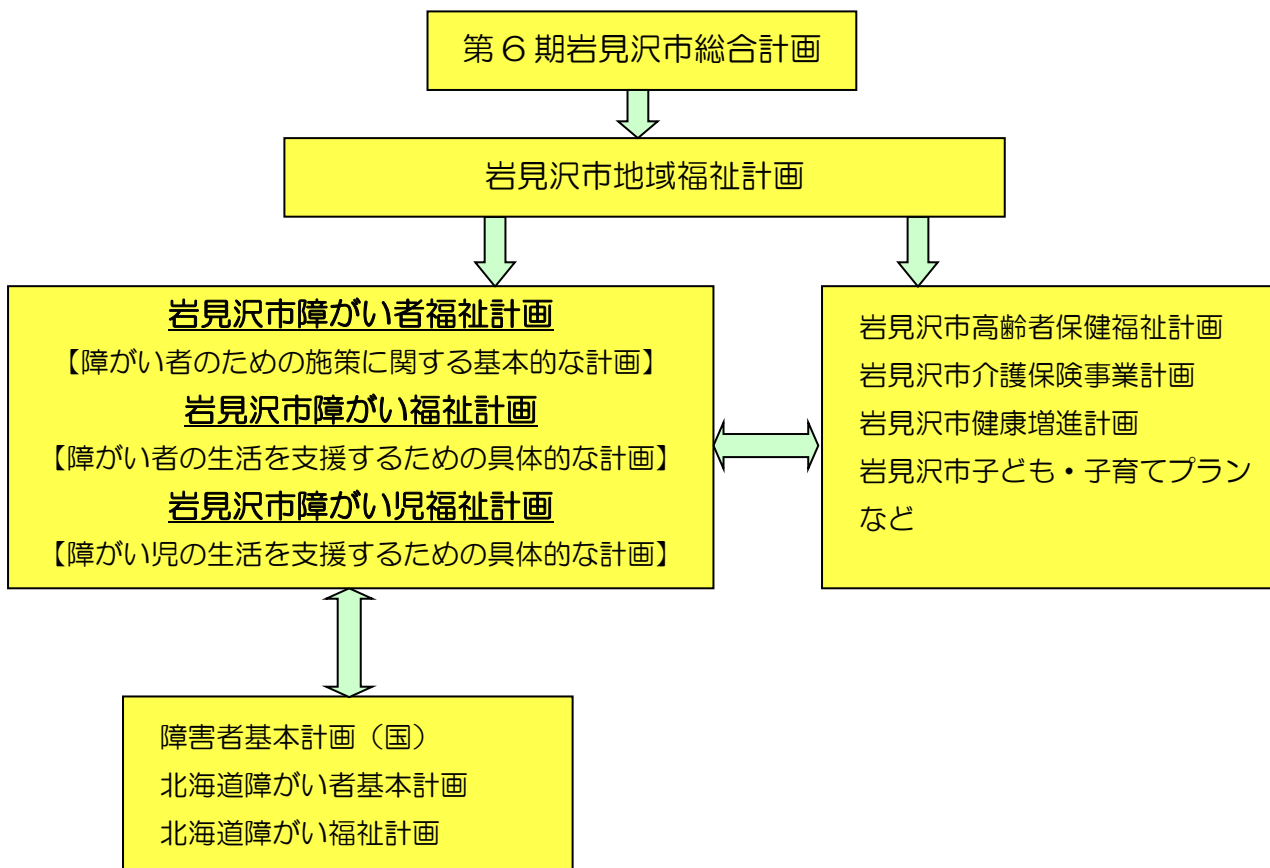
このような状況を踏まえ、本市では、令和2年度に「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」、「岩見沢市障がい福祉計画（第5期）」、「岩見沢市障がい児福祉計画（第1期）」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証するとともに、障がい者施策を総合的に推進するため、「岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）」及び「岩見沢市障がい福祉計画（第6期）・岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）」を策定しました。

2 計画策定の基本的な考え方

「岩見沢市障がい者福祉計画（第 3 期）」及び「岩見沢市障がい福祉計画（第 6 期）・岩見沢市障がい児福祉計画（第 2 期）」は、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の定めに加え、次の事項を踏まえて策定しました。

- (1) これまでの計画の考え方を基本としながら、障がい者施策の変遷や、「障害者の権利に関する条約」を踏まえて策定しました。
- (2) 「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画（国）」及び「北海道障がい者基本計画」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき策定された「北海道障がい福祉計画」との整合を図るとともに、本市の地域特性を反映しました。
- (3) 「第 6 期岩見沢市総合計画」の考え方に即すとともに、「岩見沢市地域福祉計画」や「岩見沢市高齢者保健福祉計画」、「岩見沢市介護保険事業計画」並びに「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市子ども・子育てプラン」など、本市における他の関連計画との調和を図りました。

【参考】他の計画との関係図

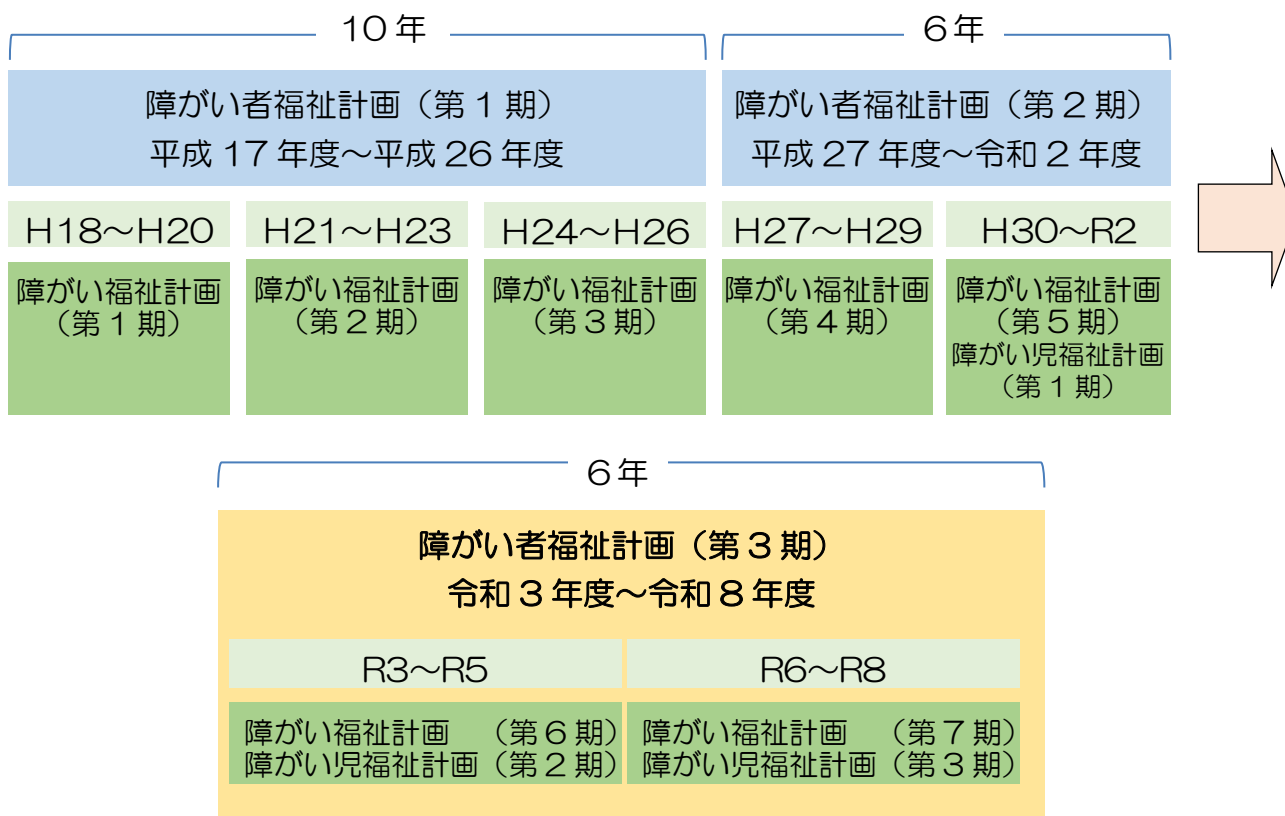


3 計画の期間

「岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）」の期間は、令和3年度から令和8年度までの6か年とします。なお、社会情勢などの変化により、必要が生じた場合には見直しを行います。

「岩見沢市障がい福祉計画（第6期）・岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）」の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

【参考】計画の期間



4 計画の対象範囲

この計画は、障がいのある方やその家族・介助者をはじめとした全ての市民を対象とします。

この計画でいう障がいのある方とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病などのその他心身の機能の障がいのある方であって、障がい及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

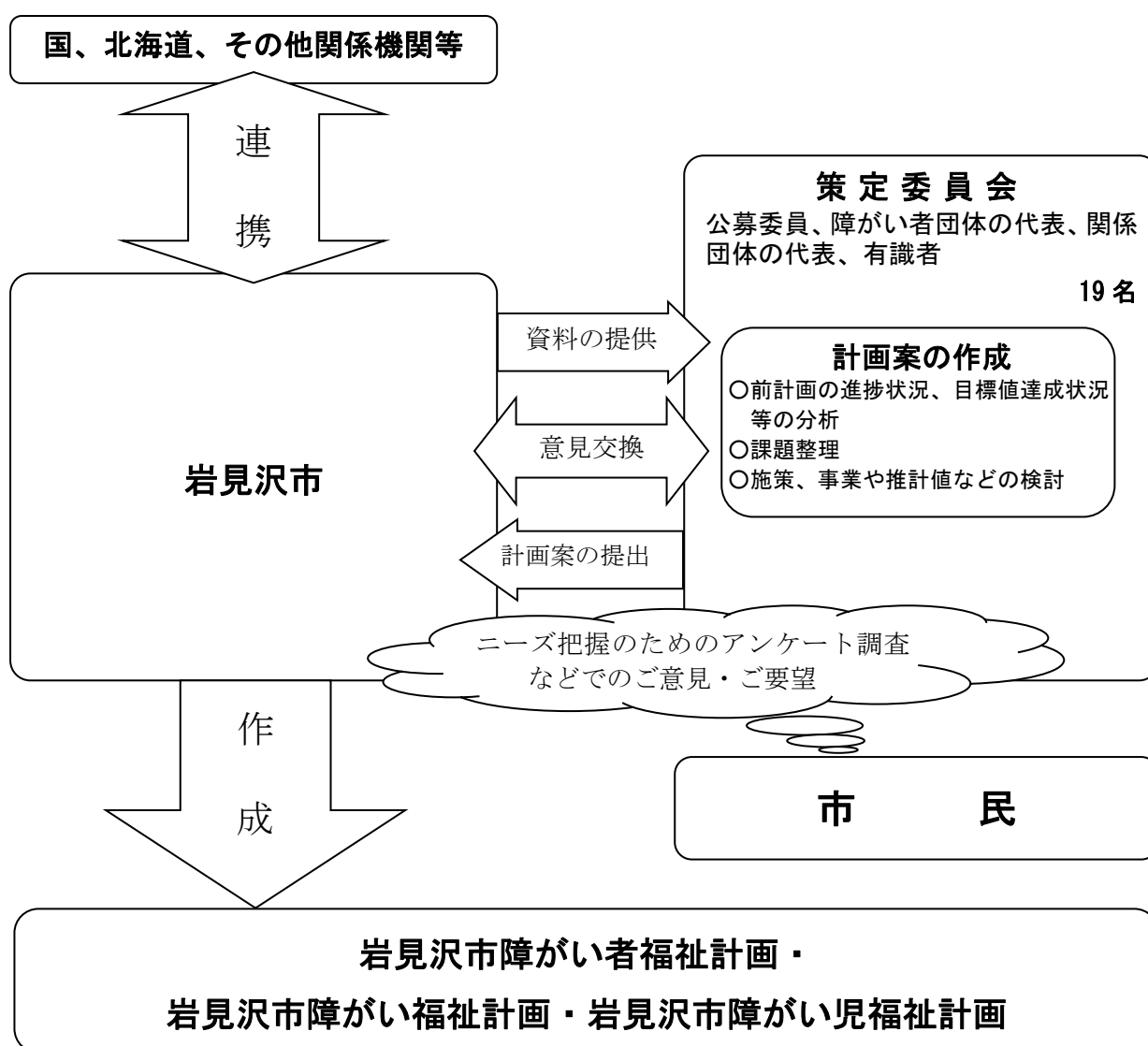
5 計画策定体制

この計画の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、福祉団体の代表、各種関係団体の代表、有識者の19名で構成する「岩見沢市障がい者福祉計画等策定委員会」を設置し、審議を行いました。

策定委員会は、令和2年6月から令和3年3月まで合計4回開催しました。なお、新型コロナウイルスの影響により、書面会議として実施いたしました。

また、庁内の障がい者福祉施策と関連する部署と協議を行い、総合的に関連づけて計画策定を進めました。

【参考】計画策定体制のイメージ



6 市民の意見反映

この計画の策定にあたっては、広く市民の意見を反映させるため、障がいのある方全員と、障がいのない方から無作為に抽出した市民を対象として、意見等を収集するアンケート調査を行いました。

さらに、各事業所の利用者やそのご家族の方々などから意見等を提出していただきました。

なお、アンケート調査の結果等の意見のうち、計画に反映しきれなかった部分については、今後の取組みの参考にします。

7 計画の推進

この計画は、保健・医療・福祉をはじめ、教育・まちづくり・防災など広範囲にわたるものであり、総合的に各施策を推進していく必要があるため、市民、事業者、ボランティア、関係機関、当事者、そして行政が、それぞれ主体となって役割を果たしつつ、協働・連携により計画を推進します。

8 達成状況の検証と評価

この計画の推進にあたっては、市民誰もが生きがいを持ちながら、安心して自分らしく暮らすことができる「共生社会」の実現を目指し、関係機関や各団体等との連携を図りながら、その展開に努めます。

また、計画の推進にあたってはPDCAサイクルを重視し、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更やその他の必要な措置を講じるなど、不断に検証を進めていきます。

(1) 計画 (Plan)

国の計画や基本指針等に基づき、障がいのある方や関係者、市民のご意見をお聞きしながら、計画を策定します。

(2) 実行 (Do)

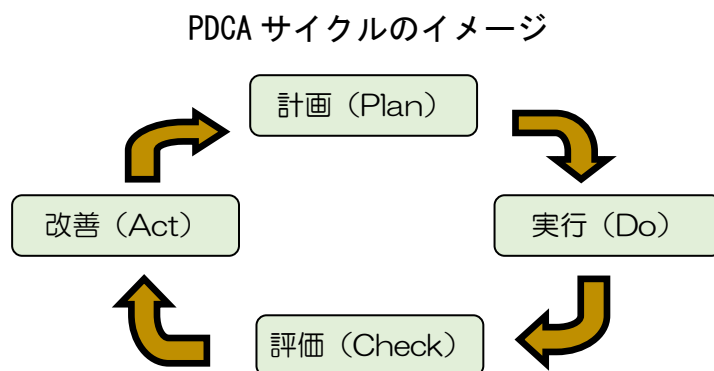
作成した計画について、障がいのある方も含め、広く市民に周知するとともに、関係部局とも連携しながら、目標等の達成に向けて施策を推進します。

(3) 評価 (Check)

計画に基づく施策の実績や達成状況等について、関係機関や各団体等の関係機関に報告し、評価を行います。

(4) 改善 (Act)

評価結果等を受け、関係機関の意見等も踏まえながら、必要に応じ、施策の見直しや新規施策の追加など、計画の見直しを行います。



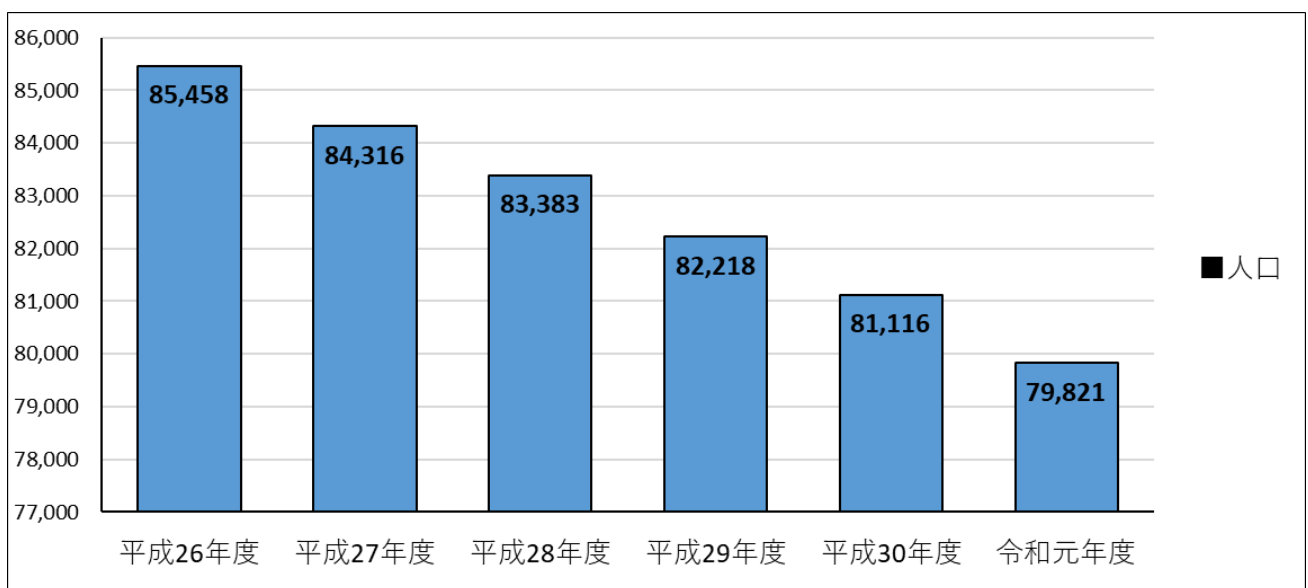
第2章 障がいのある方の状況

1 人口の推移

岩見沢市の住民基本台帳人口は、近年減少傾向が続いており、5年前と比較すると5,637人（6.6%）減少しています。

住民基本台帳人口の推移（各年度末現在）

（単位：人）



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人口	85,458	84,316	83,383	82,218	81,116	79,821
対前年増減数	△ 1,197	△ 1,142	△ 933	△ 1,165	△ 1,102	△ 1,295
対前年増加率	△ 1.38%	△ 1.34%	△ 1.11%	△ 1.40%	△ 1.34%	△ 1.60%

資料：岩見沢市

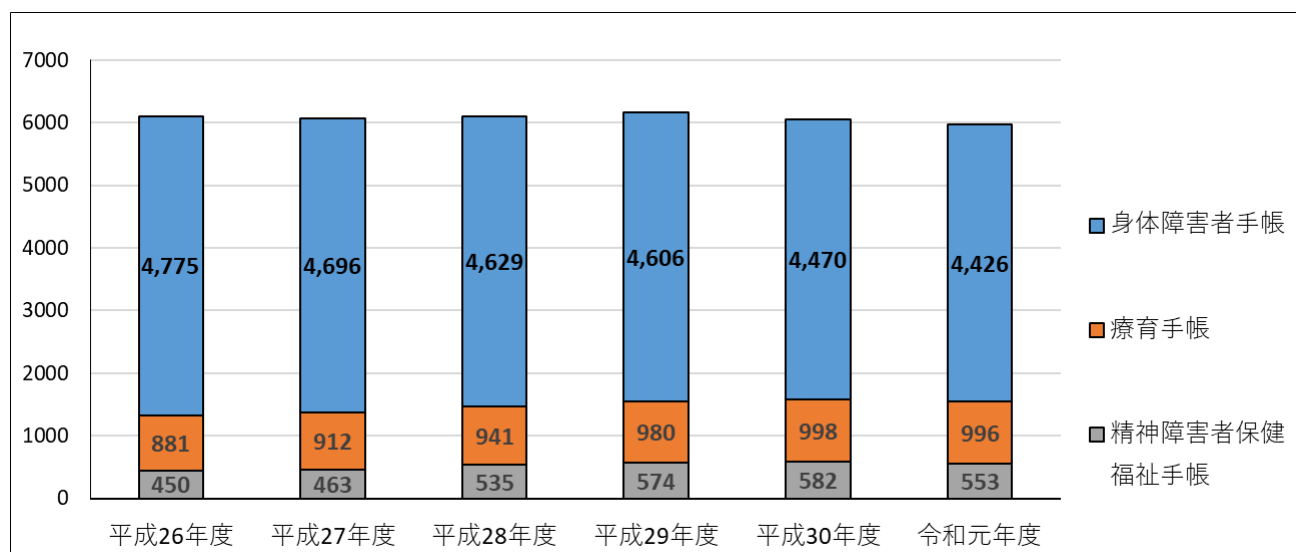
2 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳の所持者数は、令和元年度末現在で5,975人となっており、5年前と比較して131人（2.1%）減少しています。

手帳別に見ると、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。

障がい者手帳所持者数（各年度末現在）

（単位：人）



区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳	4,775	4,696	4,629	4,606	4,470	4,426
療育手帳	881	912	941	980	998	996
精神障害者保健福祉手帳	450	463	535	574	582	553
計	6,106	6,071	6,105	6,160	6,050	5,975

資料：岩見沢市

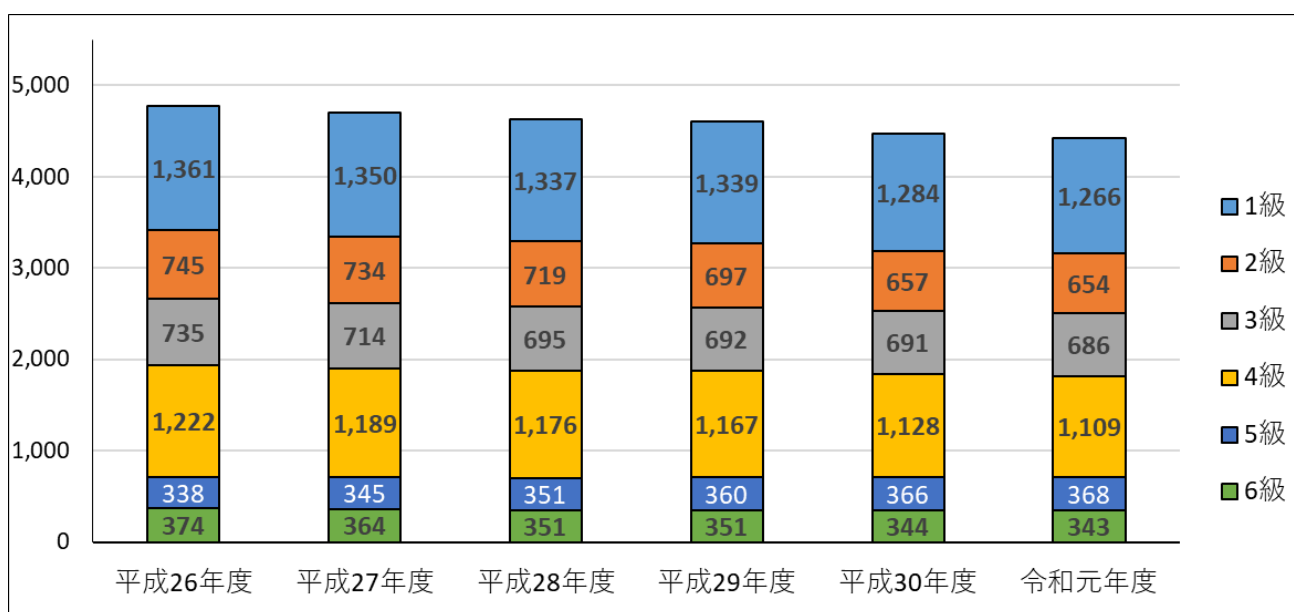
3 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在で 4,426 人となっており、5 年前と比較して 349 人（7.3%）減少しています。構成比を見ると、各年度とも等級別では、1 級及び 4 級の方の占める割合が高く、部位別では肢体不自由の方の占める割合が最も高くなっており、内部障がいの方が増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数（各年度末現在）

【等級別】

（単位：人）

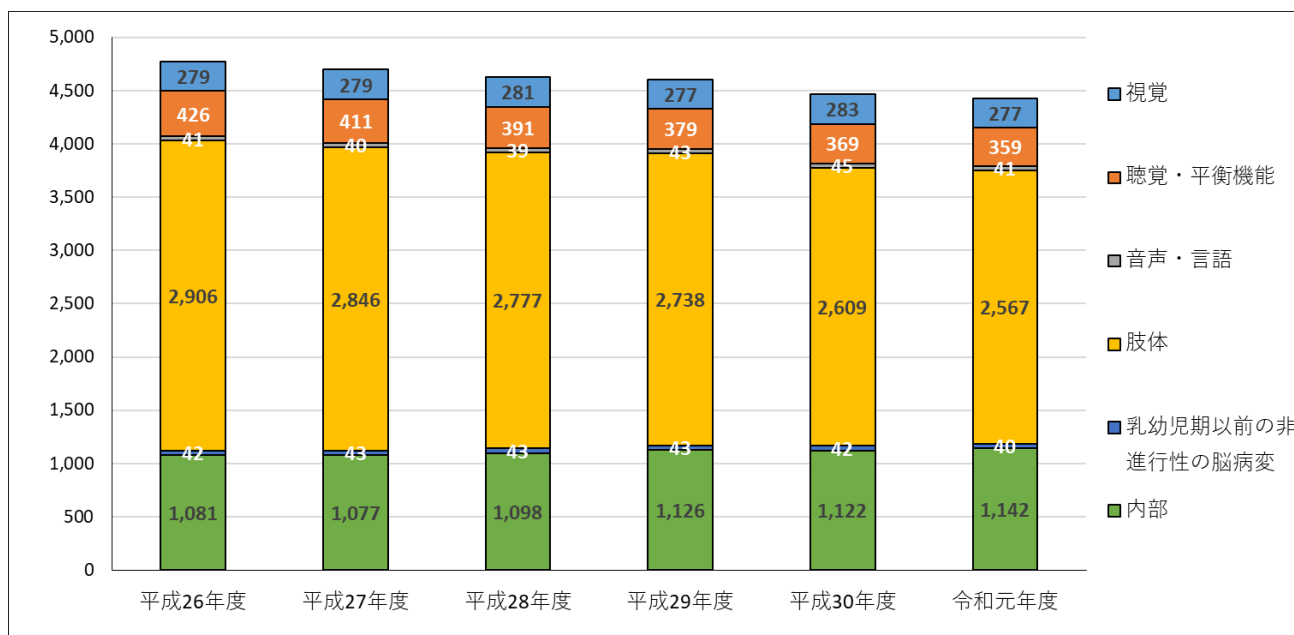


区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
手帳所持者数	4,775 人	4,696 人	4,629 人	4,606 人	4,470 人	4,426 人
1 級 重 度	1,361 人 (28.5%)	1,350 人 (28.8%)	1,337 人 (28.9%)	1,339 人 (29.2%)	1,284 人 (28.7%)	1,266 人 (28.6%)
2 級	745 人 (15.6%)	734 人 (15.6%)	719 人 (15.5%)	697 人 (15.1%)	657 人 (14.7%)	654 人 (14.8%)
3 級	735 人 (15.4%)	714 人 (15.2%)	695 人 (15.0%)	692 人 (15.0%)	691 人 (15.5%)	686 人 (15.5%)
4 級	1,222 人 (25.6%)	1,189 人 (25.3%)	1,176 人 (25.4%)	1,167 人 (25.3%)	1,128 人 (25.2%)	1,109 人 (25.1%)
5 級	338 人 (7.1%)	345 人 (7.3%)	351 人 (7.6%)	360 人 (7.8%)	366 人 (8.2%)	368 人 (8.3%)
6 級 軽 度	374 人 (7.8%)	364 人 (7.8%)	351 人 (7.6%)	351 人 (7.6%)	344 人 (7.7%)	343 人 (7.7%)

資料：岩見沢市

【部位別】

(単位：人)



区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
手帳所持者数	4,775 人	4,696 人	4,629 人	4,606 人	4,470 人	4,426 人
視覚	279 人 (5.8%)	279 人 (5.9%)	281 人 (6.1%)	277 人 (6.0%)	283 人 (6.3%)	277 人 (6.3%)
聴覚・平衡機能	426 人 (8.9%)	411 人 (8.8%)	391 人 (8.4%)	379 人 (8.2%)	369 人 (8.3%)	359 人 (8.1%)
音声・言語	41 人 (0.9%)	40 人 (0.9%)	39 人 (0.8%)	43 人 (0.9%)	45 人 (1.0%)	41 人 (0.9%)
肢体	2,906 人 (60.9%)	2,846 人 (60.6%)	2,777 人 (60.1%)	2,738 人 (59.6%)	2,609 人 (58.4%)	2,567 人 (58.0%)
乳幼児期以前の非進行性の脳病変	42 人 (0.9%)	43 人 (0.9%)	43 人 (0.9%)	43 人 (0.9%)	42 人 (0.9%)	40 人 (0.9%)
内部	1,081 人 (22.6%)	1,077 人 (22.9%)	1,098 人 (23.7%)	1,126 人 (24.4%)	1,122 人 (25.1%)	1,142 人 (25.8%)

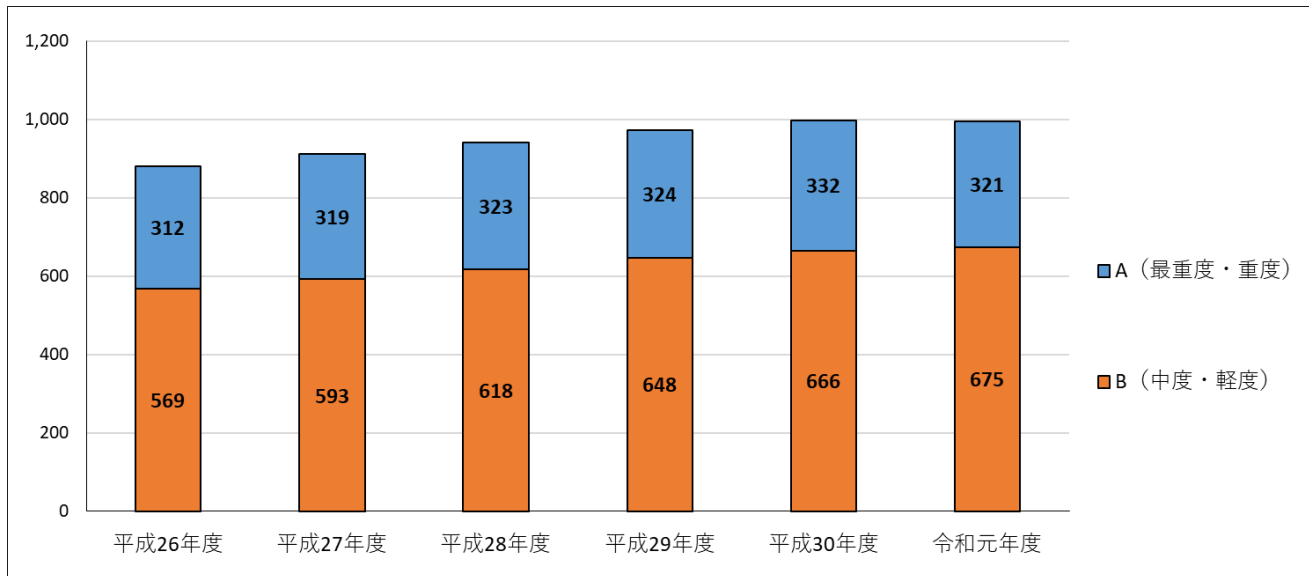
資料：岩見沢市

4 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、令和元年度末現在で 996 人となっており、5 年前と比較して 115 人（13.1%）増加しています。

療育手帳所持者数（各年度末現在）

（単位：人）



区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
手帳所持者数	881 人	912 人	941 人	972 人	998 人	996 人
A(最重度・重度)	312 人 (35.4%)	319 人 (35.0%)	323 人 (34.3%)	324 人 (33.3%)	332 人 (33.3%)	321 人 (32.2%)
B(中度・軽度)	569 人 (64.6%)	593 人 (65.0%)	618 人 (65.7%)	648 人 (66.7%)	666 人 (66.7%)	675 人 (67.8%)

資料：岩見沢市

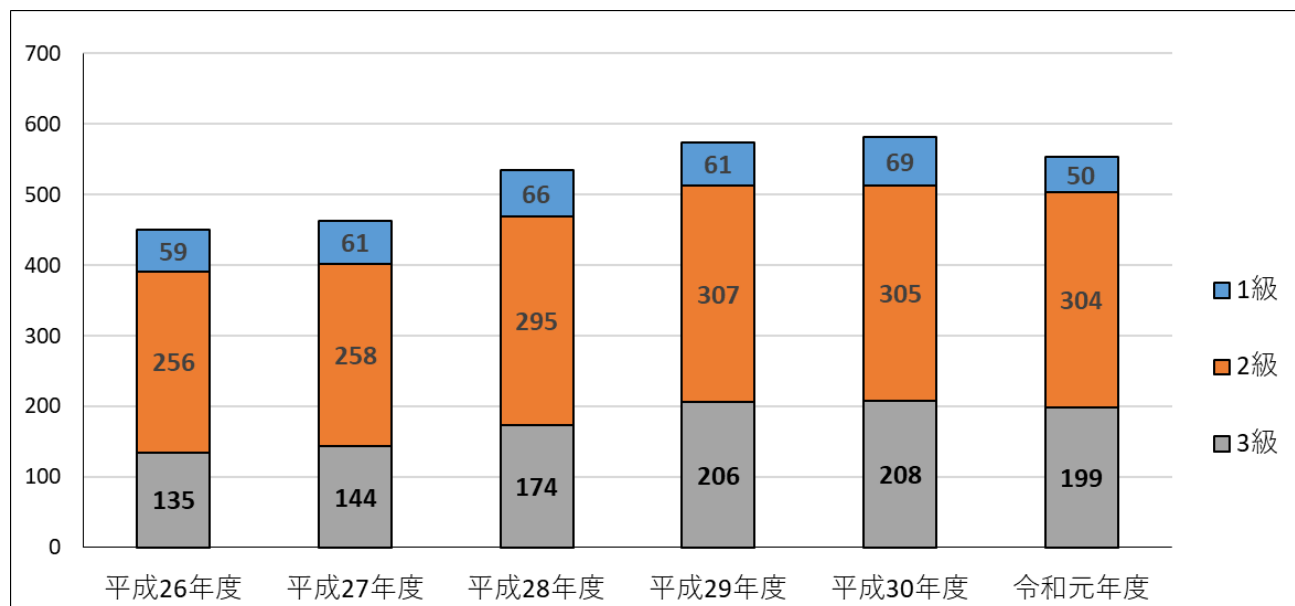
5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在で 553 人となっており、5 年前と比較して 103 人（22.9%）増加しています。

手帳の有無にかかわらず、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、令和元年度末現在で 1,549 人となっており、手帳所持者数を大きく上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

（単位：人）



区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
手帳所持者数	450 人	463 人	535 人	574 人	582 人	553 人
1級 重 度	59 人 (13.1%)	61 人 (13.2%)	66 人 (12.3%)	61 人 (10.6%)	69 人 (11.9%)	50 人 (9.0%)
2級	256 人 (56.9%)	258 人 (55.7%)	295 人 (55.2%)	307 人 (53.5%)	305 人 (52.4%)	304 人 (55.0%)
3級 軽 度	135 人 (30.0%)	144 人 (31.1%)	174 人 (32.5%)	206 人 (35.9%)	208 人 (35.7%)	199 人 (36.0%)

資料：岩見沢市

6 障がい者手帳所持者の年齢構成

手帳別に見ると、平成28年度と令和元年度のいずれも、身体障害者手帳所持者数は65歳以上の階級が最も多いのに対し、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、18歳以上65歳未満が最も多くなっています。

障がい別年齢構成別 障がい者手帳所持者数

単位：人

年齢階級	平成28年度末現在				令和元年度末現在			
	身体	療育	精神	合計	身体	療育	精神	合計
0～4	5人	9人	0人	14人	7人	5人	2人	14人
5～9	21人	43人	0人	64人	20人	54人	0人	74人
10～14	18人	75人	0人	93人	14人	79人	0人	93人
15～17	11人	59人	0人	70人	15人	66人	1人	82人
18歳未満計	55人 (1.2%)	186人 (19.8%)	0人 (0.0%)	241人 (3.9%)	56人 (1.3%)	204人 (20.5%)	3人 (0.5%)	263人 (4.4%)
18～19	9人	43人	2人	54人	10人	47人	1人	58人
20～24	33人	87人	17人	137人	21人	88人	12人	121人
25～29	32人	88人	28人	148人	35人	90人	23人	148人
30～34	34人	79人	37人	150人	43人	77人	39人	159人
35～39	55人	79人	41人	175人	38人	88人	43人	169人
40～44	81人	98人	75人	254人	81人	72人	54人	207人
45～49	91人	61人	73人	225人	109人	89人	95人	293人
50～54	159人	50人	61人	270人	112人	51人	72人	235人
55～59	230人	44人	50人	324人	227人	52人	51人	330人
60～64	339人	39人	61人	439人	283人	35人	54人	372人
18歳以上 65歳未満計	1,063人 (23.0%)	668人 (71.0%)	445人 (83.2%)	2,176人 (35.6%)	959人 (21.7%)	689人 (69.2%)	444人 (80.3%)	2,092人 (35.0%)
65～69	532人	34人	51人	617人	431人	41人	51人	523人
70～74	533人	13人	25人	571人	559人	24人	30人	613人
75～79	689人	21人	10人	720人	638人	17人	19人	674人
80～84	711人	15人	3人	729人	657人	12人	4人	673人
85～89	580人	4人	1人	585人	577人	7人	1人	585人
90～94	338人	0人	0人	338人	357人	2人	1人	360人
95～	128人	0人	0人	128人	192人	0人	0人	192人
65歳以上計	3,511人 (75.8%)	87人 (9.2%)	90人 (16.8%)	3,688人 (60.5%)	3,411人 (77.0%)	103人 (10.3%)	106人 (19.2%)	3,620人 (60.6%)
合計	4,629人	941人	535人	6,105人	4,426人	996人	553人	5,975人

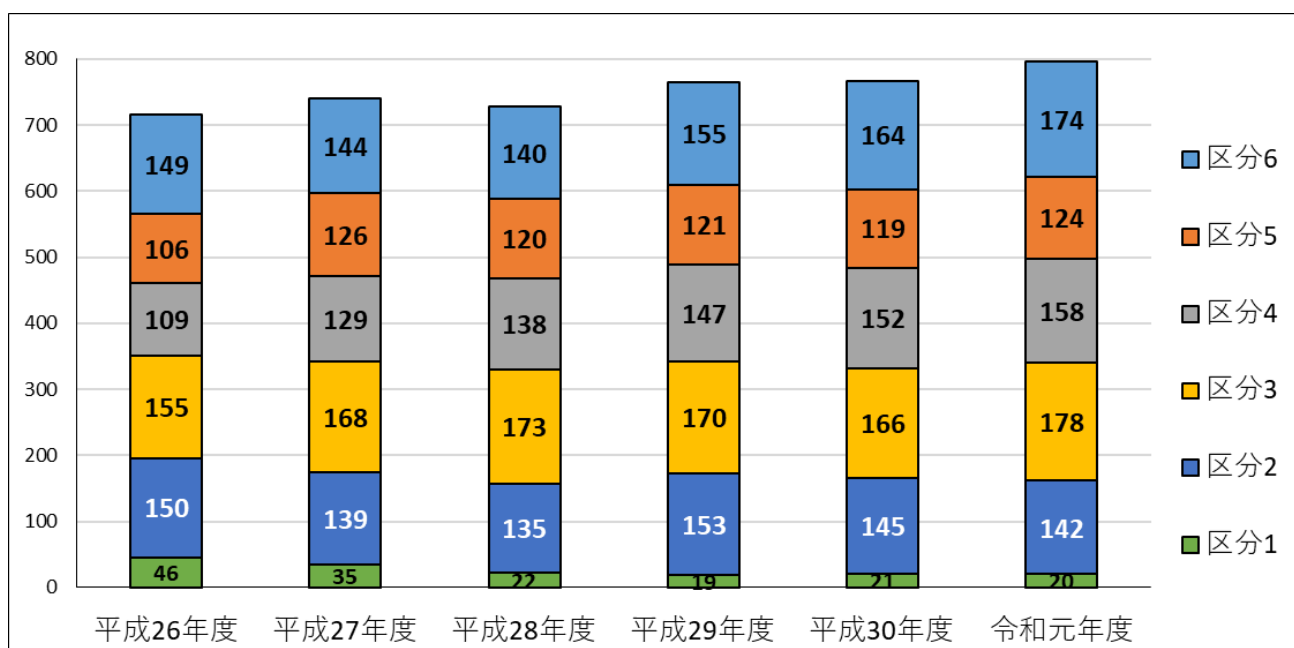
資料：岩見沢市

7 障害支援区分認定件数の推移

障害支援区分*認定件数は、令和元年度末現在で 796 件となっており、5 年前と比較して 81 件（11.3%）増加しています。構成比を見ると、各年度とも区分 3 の占める割合が高く、また区分 4 と区分 6 の占める割合が年々増加しています。

障害支援区分*別認定件数（各年度末現在）

（単位：件）



区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分 6 重 度	149 件 (20.8%)	144 件 (19.4%)	140 件 (19.2%)	155 件 (20.3%)	164 件 (21.4%)	174 件 (21.9%)
区分 5	106 件 (14.8%)	126 件 (17.0%)	120 件 (16.5%)	121 件 (15.8%)	119 件 (15.5%)	124 件 (15.6%)
区分 4	109 件 (15.2%)	129 件 (17.4%)	138 件 (19.0%)	147 件 (19.2%)	152 件 (19.8%)	158 件 (19.8%)
区分 3	155 件 (21.7%)	168 件 (22.7%)	173 件 (23.8%)	170 件 (22.2%)	166 件 (21.7%)	178 件 (22.4%)
区分 2	150 件 (21.0%)	139 件 (18.8%)	135 件 (18.5%)	153 件 (20.0%)	145 件 (18.9%)	142 件 (17.8%)
区分 1 軽 度	46 件 (6.5%)	35 件 (4.7%)	22 件 (3.0%)	19 件 (2.5%)	21 件 (2.7%)	20 件 (2.5%)
計	715 件	741 件	728 件	765 件	767 件	796 件

資料：岩見沢市

※障害支援区分…障がいのある方の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分の数値が大きいほど支援が必要とされる。

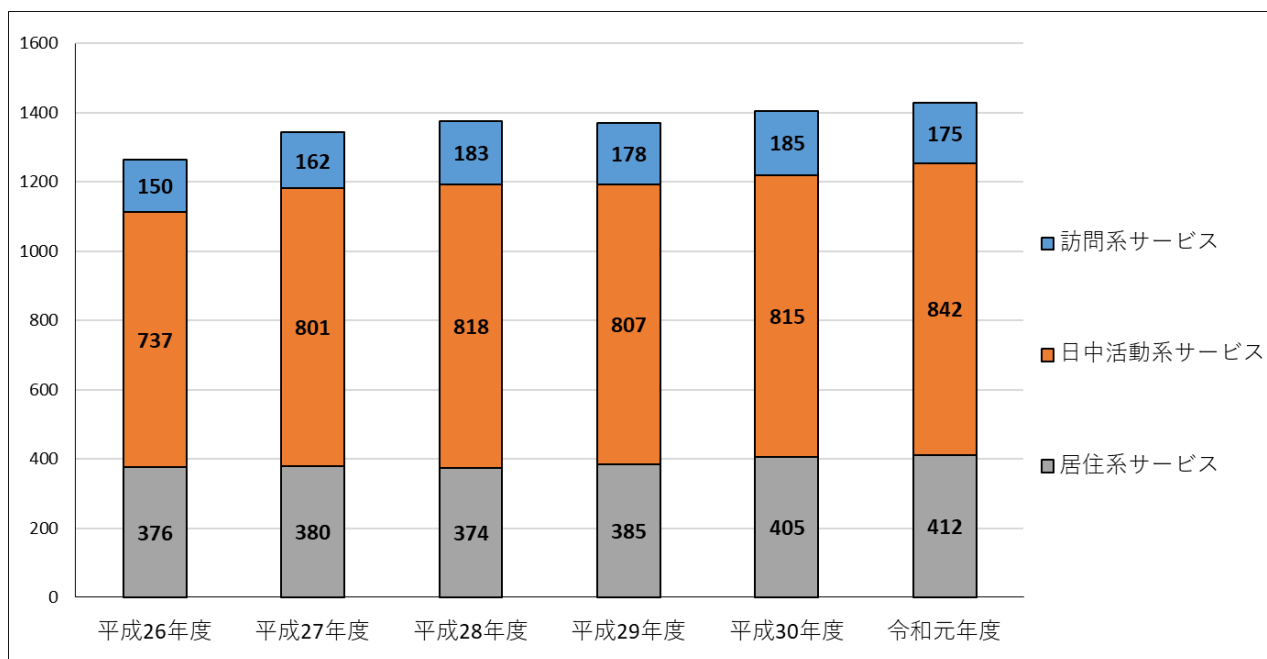
8 障害福祉サービスの利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数は、令和元年度の3月で1,429人となっており、5年前と比較して166人（13.1%）増加しています。

分類別に見ても、全てのサービスにおいて、利用者数は増加しています。

障害福祉サービス利用者数（各年度末現在）

（単位：人）



分類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問系サービス	150人	162人	183人	178人	185人	175人
日中活動系サービス	737人	801人	818人	807人	815人	842人
居住系サービス	376人	380人	374人	385人	405人	412人
計	1,263人	1,343人	1,375人	1,370人	1,405人	1,429人

資料：岩見沢市

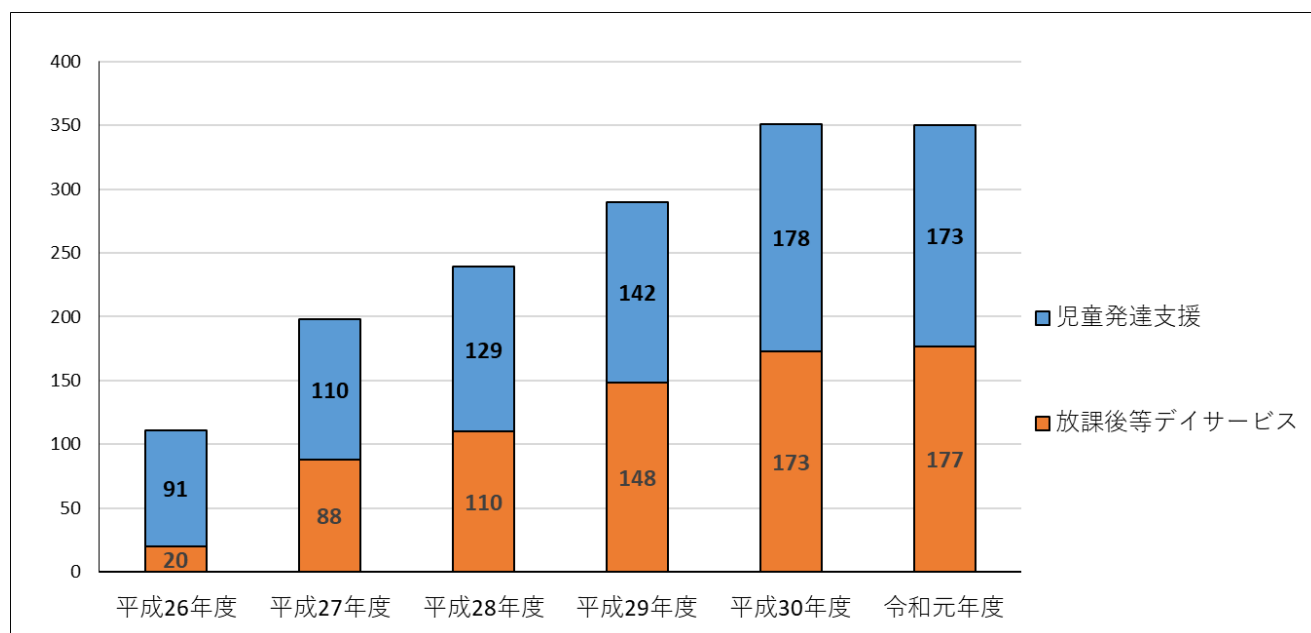
9 障害児通所支援利用者数の推移

障害児通所支援の利用者数は、令和元年度の3月で350人となっており、5年前と比較して239人（215.3%）増加しています。

分類別に見ても、全てのサービスにおいて、利用者数は増加しています。

障害児通所支援利用者数（各年度3月の利用者数）

（単位：人）



分類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童発達支援	91人	110人	129人	142人	178人	173人
放課後等デイサービス	20人	88人	110人	148人	173人	177人
計	111人	198人	239人	290人	351人	350人

資料：岩見沢市

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

「だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり」

この計画は、障がいのある方もない方も等しく基本的人権を享受する個人として互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず、同じ社会を構成する一員として自らの意思により地域の中で生きがいを持ちながら、安心して自分らしく暮らすことができる「共生社会」の実現を目指すものです。

2 基本目標

(1) 地域における生活支援体制の充実

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。本市では、障がいのある方やその家族の相談に的確に応じることのできる相談支援体制や、障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制など、総合的な支援ができる体制づくりを進めます。

また、専門職やボランティアの担い手となる人材の育成を図り、障がいのある方が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(2) 障がい児支援体制の充実

発達に支援の必要な子どもや障がいのある子どもが、身近な場所で療育や教育の支援を受けるために、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない支援を提供する体制づくりを進めます。

(3) 自立と社会参加の促進

障がいのある方が能力を最大限発揮し、自らの選択と決定により、地域の中で自己実現できるよう、入所施設等から地域生活への移行、本人の希望や障がいの特性に応じた就労支援などの取組みを進めます。

また、地域社会を構成する一員として、障がいのある方が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組みを進めます。

(4) バリアフリーの地域づくりの実現

障がいのある方への虐待や差別、偏見をなくすため、障がいへの理解を深めるとともに、公共施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザイン*の普及及び障がいに対応した防災体制の確保や、障がいのある人の視点に立った情報の提供など、様々な機会や場面を通じて、心理的・物理的・社会的なバリアフリー*を促進し、安全でやさしい地域社会を目指します。

3 施策の体系



第4章 施策の方向と推進

1 地域における生活支援体制の充実

(1) 生活支援

動向と課題

自立意識や在宅志向が高まる中、地域生活への移行を希望する人が増加し、障害福祉サービスだけではなく、医療や相談支援など、障がいのある方やその家族のニーズは多様化しています。

このような中、障がいのある方が地域で自らの意思により、自分らしい生活を継続しながら、社会の一員として生きがいを持って安心して暮らせるよう、相談支援体制や障害福祉サービスの提供を充実させるとともに、保健・医療・福祉などの様々な関係機関が連携し、障がいのある方が生涯を通じて、それぞれの特性に応じたサービスが適切に受けられる体制や拠点の整備が求められます。

さらに、こうしたニーズに対応し適切にサービスを提供するためには、人材の育成や確保が必要です。

施策の方向

①相談支援体制の充実

- ・特定相談支援事業所、一般相談支援事業所、障害児相談支援事業所を窓口とする計画相談支援、一般相談支援*及び障がい児相談支援等の相談支援体制の充実を図り、相談をしやすい環境づくりを進めていきます。
- ・障がいのある方が自らの意思に基づき、障がいのある方とその家族が身近に相談でき、相談内容に応じて適切な関係機関等につなげていくネットワーク体制の構築・強化を図ります。
- ・障がいのある方の相談等を総合的に行う、基幹相談支援センター*を令和5年度までに開設するよう検討を進めます。
- ・様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する一般相談*支援体制の強化を図ります。

②障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実・質の向上

- ・障がいのある方の日常生活上の自立を支援するため、必要なサービスを自らの意思で選択し利用できるよう、各種サービスの提供体制の拡充と質の向上に努めます。

③人材の育成・確保

- ・北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の積極的な参加や事業所への周知を行い、多様化するニーズに対応し、適切なサービスを提供するための人材育成や確保に努めます。
- ・手話奉仕員の養成講座やスキルアップ講座を開催するなど、各種研修の充実を図り、資格取得による人材の育成と確保に努めます。

④生涯を通じた支援の確保

- ・障がいのある方が生涯にわたって必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、労働、経済その他の関係機関が連携する体制づくりを促進します。
- ・障がいのある方が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害福祉サービス等の一層の充実に努め、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支える体制を構築していきます。
- ・障がいのある方の家族や介助者の負担を少なくするため、身近な相談支援の充実や交流の機会づくりを図るとともに、障がいのある方が一時的に利用する短期入所や日中一時支援などのサービスを、必要なときに提供できる体制づくりを進めます。
- ・障がいのある方が生涯にわたって必要な医療サービスを受けることができるよう、医療機関相互や医療機関と相談支援事業所等との連携の強化を図ります。
- ・「岩見沢市障がい者サポート協議会」において、障がいのある方への支援内容を共有し、連携の緊密化を図ることで、幅広い課題に対応できる体制づくりを進めます。

(2) 保健・医療

動向と課題

食生活の変化や生活リズムの多様化、職場や学校でのストレスなど、現代社会における様々な要因が、生活習慣病*やうつ病などの身体的、精神的な障がいの発生へとつながっています。障がいの発生を未然に防ぐために心身の健康を維持・向上させることは、全ての方が生きていく上で大切なことです。

また、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療は障がいの重度化を防ぐために必要なことであり、定期的な健診を受けることが重要です。

障がい等の早期発見や重度化の予防、こころの健康への支援のために健診や訪問指導、健康相談を実施するとともに、地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、保健・医療の充実が求められています。

施策の方向

①障がいの原因となる疾病等の予防

- 妊産婦及び乳幼児に関する健診、健康教育、保健指導など、各種施策を推進します。
- 乳幼児の健全な発育や発達を支援するため、健診等において障がいの疑いがある子どもの早期発見に努めます。
- 健康寿命*の延伸に向けて、生活習慣病*の予防や早期発見のため、健診や保健指導、健康相談の充実を図ります。
- 日頃からの健康づくりに対する意識を高めるため、啓発活動や情報提供に努めます。

②適切な保健・医療の提供

- 障がいのある方がいつでも安心して、必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、保健・医療・福祉分野の連携に努めます。
- 健康と福祉の増進を図るため、重度心身障害*者医療費助成制度や、自立支援医療により医療費の負担を軽減します。

③精神障がい者施策の充実

- 関係機関と連携を図り、正しい知識の普及や広報活動に努めます。
- 保健所や医療機関等と連携し、精神障がいのある方や家族に対する相談支援の充実を図ります。
- 精神障がいのある方の社会的入院*の解消を図るため、地域生活の支援に向けた在宅の障害福祉サービスの充実に努めます。
- 強度行動障害*や高次脳機能障害*がある方に対して、障害福祉サービスにおいて適切な支援が行えるように支援体制の整備を進めます。

2 障がい児支援体制の充実

(1) 療育・教育

動向と課題

乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見し、必要な療育や相談・指導を行うことは、障がいのある子どもの成長や保護者にとって重要な要素となります。障がいのある子どもを育てる保護者はさまざまな悩みや不安を抱えており、そういった保護者の不安を解消するための身近な相談支援体制や、同じ悩みをもつ保護者との交流が求められています。

また、障がいのある子どもが伸び伸びと成長していくためには、早期から、様々な子ども同士が関わりながら、集団生活に慣れ親しんでいくことが大切です。子どもの成長に大きく関わる教育環境において、障がいの有無を問わず、可能な限り全ての子どもがともに学べるよう一層配慮していく必要があります。

施策の方向

①障がい児支援の充実

- ・発達に支援の必要な子どもや障がいのある子どもに対し、早期に相談・指導を行うなど、障がい特性に応じた専門的な支援を行い、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない療育や学校教育を受けられる環境を整えます。
- ・障害児通所支援の利用料の無料化を継続し、発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を促進します。
- ・放課後等デイサービスをはじめとする障害児通所支援の提供体制の充実を図り、支援が行きわたる環境を整備します。
- ・ライフステージが変化しても切れ目なく支援が継続されるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携する体制を構築します。
- ・障がいのある子どもの発達を支援する観点から、成長記録や指導上の配慮に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有することにより、療育方法等に関する情報の提供や相談など乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を地域の身近な場所で子ども及び家族に提供する体制の構築を進めます。

②学校教育における支援の充実

- ・障がいのある子どもたちの自立と社会参加を支援する視点に立ち、個々の特性に合わせた生活支援や学習支援を行うなど教育の充実に努めます。
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を不断に行い、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で特別支援教育を進める体制を整え、その充実に努めます。
- ・特別支援教育充実のため、教職員や保護者及び子どもたちの、発達障がいについての理解を深める働きかけを継続的に行っていきます。
- ・障がいの有無を問わず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、インク

ルーシブ教育システムの整備に努めます。

③医療的ケア*児支援

- 住み慣れた地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援が適切に受けられる体制を整備します。

3 自立と社会参加の促進

(1) 地域移行

動向と課題

施設に入所している人や社会的入院[※]をしている人の地域生活への移行や地域生活を継続していくためには、地域での居場所づくりや地域住民の理解を図るなど、受け入れ体制を整備することが必要です。

地域で生活するための住まいの場として、グループホームやそれぞれの障がいの特性に対応した設備を備えた住宅などの確保が課題となっています。

また、障がいのある方の生活を支えるにあたり、必要なサービスの提供やボランティアの協力など、地域全体で総合的な支援体制が求められています。

施策の方向

①地域生活への移行の促進

- ・障がいのある方が、生涯にわたって安心して住み続けることができる住まいを確保するため、グループホーム等の整備を促進します。
- ・地域移行支援などの活用により、障がいのある方の一般住宅への入居にあたって必要な調整等に係る支援に努めます。
- ・障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、地域住民の理解・協力を得るための啓発活動に努めます。

②地域生活の継続

- ・障がいのある方の暮らしをサポートするため、サービスの提供体制やボランティアの協力、適切な医療ケアや相談支援など、支援体制の充実に努めます。

(2) 社会参加

動向と課題

障がいのある方が基本的人権を有する社会の一員として、あらゆる分野の活動において参加・参画する機会が確保され、それぞれの能力を発揮できるよう、町内会活動や地域づくり活動、文化・スポーツ・サークル活動、さらには、当事者による自主的活動など、障がいのある方が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境整備が求められています。

さらに、障がいのある方たちの参加に対する配慮とともに、障がいのある方が主体的に活動に参加するための情報提供やボランティア活動の拡充が必要です。

施策の方向

①社会参加の促進

- ・障がいのある方の社会参加を促進するため、障がい者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、社会参加活動に関する相談や、情報の収集・提供の取組みを促進します。
- ・地域で行われる様々な行事や活動について、障がいのある方たちの参加が拡大されるよう、行事などを主催する各種団体等との連携に努めます。
- ・障がいのある方と地域住民が相互に理解し、ともに支え合う地域づくりを推進する観点から、地域住民が一同に交流するスペースを整備し、物産の販売や就労の活性化、文化的活動を通して、賑わいと交流の拠点を整備する共生型事業を活用し、障がいのある方と地域住民が交流する場の整備を促進します。
- ・障がいのある方が主体的に活動を行うことに対する支援を促進します。
- ・障がいのある方が公共施設を利用しやすくするため、障がいのある方に対する利用料の減免を進めます。

②スポーツ・文化活動の振興

- ・障がいのある方が参加しやすいスポーツ・レクリエーションの機会を充実させるとともに、スポーツ施設の利用料を減免するなど、障がいのある方がスポーツに取組みやすい環境づくりに努め、障がいのある方に対するスポーツの普及・振興を図ります。
- ・障がいのある方が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がいのある方のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組みを行い、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。
- ・障がいのある方の生きがいづくりとともに、障がいのある方や障がいに対する理解を促進するため、障がいのある方とない方が協力して行う芸術・文化活動を促進します。
- ・障がいのある方が文化芸術を鑑賞し、または創作や発表等の多様な活動に参加する機会

の確保等を通じて、障がいのある方の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

- 障がいのある方が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進め、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。

③ボランティアとの連携

- ボランティア活動を通じて、社会との関わりを増やすことで社会参加への意欲向上を図り、障がいのある方の社会参加を推進します。
- 岩見沢市社会福祉協議会と連携し、市民の誰もが気軽にボランティア活動に参加し交流できる環境の整備に努めます。
- ボランティア活動の拠点であるボランティアセンターと連携し、福祉体験学習などを通して、ボランティア活動への理解を深めます。

※福祉体験学習…小・中・高等学校等の「総合的な学習の時間」に障がいのある方やボランティアの方が講師となり、障がいやボランティアに対する意識の向上を図っている。

例) 車イス体験学習、手話体験学習、アイマスク体験学習、点訳体験学習、高齢者疑似体験学習

(3) 就労支援

動向と課題

障がいのある方が、地域の中で様々な分野において能力を発揮することができ、生きがいを持って自立して暮らすためには、就労の支援が必要です。

障がいのある方が働く場合、就労先の確保や、職業訓練、さらには生活全般への支援などきめ細かいサポートが必要です。働く意欲のある人が可能な限り一般就労に就くことができるよう、就労移行支援の充実や雇用主などへの啓発が求められています。

また、一般就労に就くことが困難な人に対する、福祉的就労*の場の確保も必要とされており、障害者就労施設等から供給される物品及び役務に対する需要の拡大を図ることが求められています。

施策の方向

①福祉的就労*の充実

- ・障がいのある方の就労意欲に応え、就労を通じて社会的役割を担うことを促進していくため、一人ひとりの能力や適性に応じた就労ができるよう、継続した就労支援体制の充実に努めます。
- ・障がいの種類や程度に応じた就労先の情報提供を行い、働きたい人が働くことのできる機会の確保に努めます。
- ・「岩見沢市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設が供給する物品やサービスの優先購入（調達）を推進してその需要の拡大を図り、工賃の向上や事業所の経営安定を促進します。
- ・多様な障がいの特性に合った福祉的就労*の場を確保するため、就労継続支援（A型、B型）事業所の整備と充実を促進します。
- ・就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練を利用している方に、自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、引き続き通所に係る費用の一部を助成します。

②一般就労の推進

- ・障がいのある方一人ひとりの能力や適性に応じた就労ができるよう、関係機関と連携のうえ、一般就労への移行や定着、雇用機会の拡大に向けた支援に努めます。
- ・障がいのある方が働きやすい環境づくりに向けて、関係機関と連携のうえ、職業訓練や研修の実施などの啓発に努めます。
- ・時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方を推進するため、短時間労働や在宅就業、自営業など障がいのある方が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、ICT（情報通信技術）を活用したテレワークの一層の普及・拡大に努めます。

- 障がいのある方の雇用促進を図るため、雇用主に対し、理解の啓発を行うとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター*等の関係機関と連携して、障がいのある方の雇用に対する助成制度や障害者雇用率制度*の周知を図ります。

4 バリアフリーの地域づくりの実現

(1) 権利擁護・理解の促進

動向と課題

社会には、障がいのある方に対する理解の不足、誤解や偏見など、これらを原因とする差別や虐待などが存在しています。

障がいのある方とない方が分け隔てなく、ともに社会を構成する一員として等しく社会に参加する環境を確保するためには、障がいのある方を理解し、尊重しながら、お互いに積極的にかかわっていくことが必要です。

障がいを理由とするあらゆる場面での差別がなくなるよう取り組むとともに、障がいのある方の権利を守り、虐待をなくしていくための取組みが求められています。

施策の方向

①権利擁護*の推進

- ・障害福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの権利擁護*が適切に行われる体制づくりに努めます。
- ・障がいのある方に対する虐待の防止を図るため、障害者虐待防止センター*と警察や岩見沢市社会福祉協議会など関係機関とのネットワークの更なる強化を進めます。
- ・知的障がいや精神障がいがあることにより判断力に不安がある方について成年後見制度*の周知を引き続き進めます。
- ・成年後見支援センターを活用し、市民後見人*等、成年後見制度*等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、障がいのある方の権利擁護*を図るための基盤づくりを進めます。

②理解の促進

- ・障がいのある方への差別、偏見など社会的障壁*の解消に向けて、広報紙やホームページなどを活用して啓発に努め、障がいや障がいのある方に対する理解の促進を図ります。
- ・障がいのある方に対する正しい理解を深めるため、関係機関や地域などと連携して、障がいのある方との交流の場を拡充するなど、理解の促進に向けた機会の提供に努めます。

③障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・障がいや障がいのある方に対する差別、偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう啓発を行います。また、障がいのある方にもわかりやすい表記・伝達方法に努め、障がいを理由とするあらゆる場面での差別がなくなるよう取り組みます。

(2) 生活環境

動向と課題

本市では、障がいのある方が安心して地域で生活できるよう、公共施設や道路環境のバリアフリー化を図ってきました。しかし、現在も施設などを利用する際に、障がいに対応した整備が行き届いていないといった声が寄せられており、今後も引き続きバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた生活環境づくりが求められています。

障がいのある方にとって住みよいまちをつくることは、全ての人にとって住みよいまちになるという認識のもと、建築物や道路等におけるバリアフリーを推進するとともに、障がいのある方が暮らしやすく、外出しやすい生活環境を確保することが重要です。

全ての人が地域で安心して暮らせるよう、平時から防災・防犯対策を推進し、障がいのある方の生活上の安全性に配慮したまちづくりが求められています。

施策の方向

①住まい・まちづくりの推進

- ・障がいのある方も利用しやすい公共施設の整備にあたっては、だれもが快適で利用しやすいユニバーサルデザインを促進します。
- ・市営住宅などの整備の際には、ユニバーサルデザインに取組むとともに、民間賃貸住宅などへはユニバーサルデザインの普及に努めます。
- ・高齢者世帯等除雪支援実施調査や冬のくらし支援事業の実施により、障がいのある方が冬でも安心して暮らせるよう支援します。

②移動・交通のバリアフリーなどの促進

- ・障がいのある方の社会参加を支援するため、移動手段のバリアフリーを促進するなど、安心して外出できる環境づくりに努めます。
- ・公共交通機関のバリアフリーを促進するなど、障がいのある方が安心して移動できる手段の確保に努めます。
- ・各種公共交通機関の利用料金の助成制度や割引制度等の周知に努めます。
- ・障がいの特性に応じた自動車の改造や、運転免許の取得の支援に努めます。
- ・安全で円滑な移動ができるよう、歩道等のバリアフリーを促進します。
- ・事業者が入口のスロープや筆談ボードを設置するなど合理的な配慮の提供を行いやすい環境づくりに対して支援を進めます。

③防災・防犯対策の推進

- 障がいのある方を災害から守るため、障がいのある方の平時における防災意識の向上を図り、また、災害時には障がいのある方を支援できるよう、地域の体制づくりに努めます。
- 災害時等の安全を確保するために、避難行動要支援者の避難支援制度*の推進に努めます。
- 障がいのある方に配慮した、福祉避難所*の運用体制の構築を進めます。• 障がいのある方を犯罪から守るため、関係機関や地域との連携を強化し、防犯に対する意識の啓発に努めます。
- 電気式医療機器を使用する在宅の障がいのある方が災害時にも日常生活を継続するうえで必要となる環境整備を進めていきます。

④感染症対策の推進

- 障害福祉サービス事業所等と連携し、日頃から感染症対策についての周知啓発を図るとともに、感染症流行時にあっても安定的なサービスが提供できるよう、北海道や関係機関と連携した支援・応援体制の構築を図ります。

(3) 情報・コミュニケーション

動向と課題

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、福祉制度や生活に関する様々な情報に円滑にアクセスし、情報アクセシビリティ（高齢者、障がい者をはじめ、あらゆる人がパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できること。）の向上が重要であり、ICT等の活用や、音声や点字、手話、要約筆記*の普及など、情報バリアフリー*を促進し、障がいの有無や種類、程度によって発生する、情報格差の解消を図る必要があります。

そのためには、障がいの特性に対応した ICT の利用の促進や、情報提供の充実のほか、点訳奉仕員*や手話通訳者*の養成など、身近なところでのコミュニケーションの支援に努めるとともに、相談窓口配置するなど、あらゆる場面における障壁の解消に努める必要があります。

施策の方向

①情報バリアフリー*の促進

- ・広報いわみざわの音訳・点訳など、障がいの状況に応じて、障がいのある方が利用しやすい情報提供体制の充実に努めます。

②コミュニケーションの推進

- ・市の相談窓口到手話通訳者*を配置し、コミュニケーション手段の強化を図ります。
- ・障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者*の派遣を行います。
- ・手話奉仕員*、要約筆記*奉仕員、点訳・音訳奉仕員*などの人材の育成と確保を図ります。
- ・岩見沢市手話言語条例に基づき、手話を使って安心して暮らすことのできる地域社会を目指すため、手話に関する施策を進めます。
- ・視覚に障がいのある方の日常生活を支える意思疎通支援事業等の支援体制の構築を進めます。
- ・障がいの特性に応じた円滑なコミュニケーションの確保に努めます。